

○大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

平成29年9月26日

規則第32号

改正 平成30年6月25日規則第38号

平成31年3月22日規則第8号

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（障害の状態）

第2条 条例第1条の2第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第2に定められた障害をいう。

（ひとり親家庭の児童）

第3条 条例第1条の2第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。以下同じ。）又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（社会保険各法）

第4条 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（所得の額）

第5条 条例第2条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等（条例第2条の2に規定する者をいう。）にあつては、令第2条の4第2項の表において、第1欄に定める区分に応じて同表第2欄に定められた額を準用し、次に掲げる児童の養育者にあつては、令第2条の4第7項に規定する額を準用する。

- (1) 条例第1条の2第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第3条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第3条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第3条第5号に該当する児童

2 条例第2条の2第1項第2号に規定する規則で定める額は、令第2条の4第8項に規定する額を準用する。

（所得の範囲）

第6条 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の範囲は、前年の所得（各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に係るものを除く。）及び条例第2条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の

役務の提供を内容とするものを除く。以下次条において同じ。)に係る所得とする。

(所得の額の計算方法)

第7条 条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法については、令第4条を準用する。この場合において、同条中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額」とあるのは「条例第2条の2第4項に規定する所得の額の計算方法」と、「その年の4月1日の属する年度」とあるのは「その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度」と読み替える。

(所得の額の計算方法の特例)

第8条 条例第2条の2第4項に規定する規則で定める所得の額の計算方法の特例は、その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「前条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうちに災害により生じた損失の金額があるときは、その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合、地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と100,000円とのいずれ

れか低い額（第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日以後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と2,000,000円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、2,000,000円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

- (1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうちに当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるときは、その金額の合計額
- (2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と100,000円とのうち、いずれか低い額

（一部自己負担額）

第9条 条例第3条に規定する一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条に規定する対象者等が負担すべき額を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 4 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。
- 5 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場

合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

6 前項の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費助成一部自己負担額償還申請書（様式第1号）に支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。

7 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、医療費の助成の可否を決定し、その旨を医療費助成決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（助成の方法の特例）

第10条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により対象者（条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に係る療養費、家族療養費又は特別療養費若しくは大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子供の食事療養（以下「子どもの食事療養」という。）が現に支給されたとき。（食事療養（子どもの食事療養を除く。）若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、医療費助成申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査した上で、医療費の助成の可否を決定し、その旨を医療費助成決定通知書により当該申請を行った者に通知するものとする。

（医療証の申請）

第11条 条例第4条に規定する申請は、ひとり親家庭医療証交付（更新）申請書（様式第4号。以下「医療証交付申請書」という。）及び同意書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 児童扶養手当を受けている者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当を受けていることを明らかにする証書
- (3) 前号以外の者にあつては、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条各号に定める書類又はこれに準じる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、その資格を審査し、ひとり親家庭医療証（様式第6号。以下「医療証」という。）を交付する。

3 医療証の有効期限は、毎年10月31日、又は条例第1条の2第1項に規定する年齢要件を欠くこととなる日の前日とする。

4 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

（医療証の更新申請）

第12条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年9月15日から10月14日までの間に、11月1日以後になお継続する者はあらかじめ、医療証交付申請書及び同意書に前条第1項に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。

2 前項の申請があつたときは、条例第4条第2項の規定を準用する。

3 市長は、受給者が医療証の有効期間満了後も引き続き医療費の助成の対象となると認めるときは、第1項の申請によらずに、医療証の更新をすることができる。ただし、受給者に医療証を更新する意思がないときは、この限りでない。

（医療証の再交付申請等）

第13条 受給者は、医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、医療証交付申請書を市長に提出して、再交付を申請することができる。

2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

（氏名等変更の届出）

第14条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名を変更したとき。

- (2) 市の区域において、その居住地を変更したとき、又は市の区域内に居住地を有しなくなったとき。
 - (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付を行なう保険者若しくは共済組合に変更を生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき。
 - (4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号に変更を生じたとき。
 - (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。
 - (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至ったとき。
 - (7) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 受給者は、前項に掲げる事由が生じたときは、資格事項変更・喪失届（様式第7号）に医療証を添えて14日以内に、その内容、その事由が生じた年月日及び医療証の受給者番号を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（死亡の届出）

第15条 条例第10条第2項に規定する規則で定める届出は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 死亡した年月日
- (3) 医療証の受給者番号

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、資格事項変更・喪失届を14日以内に、前項に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（医療証の添付）

第16条 第12条並びに第13条の規定による申請及び第14条の規定による届書（第14条第3号から第5号までの届書を除く。）には、医療証を添えなければならない。

ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

(損害賠償を受け得る場合の届出)

第17条 対象者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この規則の規定による申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、ひとり親家庭の医療費に対する助成について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則については、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、この規則の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、同日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(準備行為)

4 改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第11条から第1

5条までの規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

附則（平成30年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成31年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第9条関係)

ひとり親家庭医療費助成一部自己負担額償還申請書

年 月 日

(あて先) 大東市長

(申請者) 住所

氏名

印



TEL

下記のとおり一部自己負担額の償還について申請をしますので、口座振替によって支払ってください。

受給者氏名		被保険者氏名	
受給者番号		保 険 者	
生 年 月 日		保 険 者 番 号	
資格取得日		記号・番号	
自己負担額	月分 円	月分 円	月分 円

振込先	金融機関名	支店名	預金種別	普通・当座
	銀行・農協・信金・信組	支店・本店	口座番号	
			口座名義 (カタカナで記入)	

※以下は記入しないでください。

診 療 月	支 払 金 額	償 還 金 額
年 月診療分	円	円
年 月診療分	円	円
年 月診療分	円	円
合 計 (支 給 決 定 額)		円

支給日

受付番号

様式第2号（第9条、第10条関係）

医療費助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付けで申請のあった医療費の助成について、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成決定額	円	
受診医療機関等名	助成内容内訳をご覧ください。	
口座振込払	金融機関名	
	口座番号	
振込予定日	年 月 日	

*金融機関により実際の入金までに更に数日を要する場合があります。

助成内容内訳

受診内容	診療年月	日数	医療費負担額	公費負担額	高額療養費	附加給付額	一部負担金 (相当額)	食事負担額	助成決定額

*助成決定額は、医療費負担額（健康保険が適用されない室料差額等は含まれません。）から公費負担額、高額療養費、附加給付額および一部負担金（相当額）を差し引き、食事負担額を加えた金額となります。
*食事負担額は、老人医療、重度障害者医療（中学校卒業までの対象者を除く。）およびひとり親家庭医療（中学校卒業までの対象者を除く。）においては、助成対象外となります。

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大東市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（訴訟において大東市を代表する者は大東市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第11条、第12条、第13条関係）

ひとり親家庭医療証交付（更新）申請書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申請者）住所
 氏名 印
 対象者との続柄 （ ）
 電話番号

ひとり親家庭医療証の交付（更新）を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、ひとり親家庭医療費の助成に関し、私（同一世帯員、扶養義務者を含む。）の世帯状況、所得状況または障害の状況について、担当課等に確認することに同意します。

記

申請理由		1ひとり親該当		2転入		3生保廃止		4児童の増員		5その他（ ）	
		氏名	性別	生年月日	続柄	個人番号	氏名	性別	生年月日	続柄	個人番号
対象者	父母または養育者										
	児童										

加入医療保険（第1保険）

保険種別		記号		番号	
加入者名		続柄		資格取得日	
被扶養者					
保険者名		保険者番号		附加給付	有（円以上）・無

加入医療保険（第2保険）

保険種別		記号		番号	
加入者名		続柄		資格取得日	
被扶養者					
保険者名		保険者番号		附加給付	有（円以上）・無

様式第5号（第11条、第12条関係）

同意書

福祉医療の給付を受ける資格の調査に必要な限度において、私および私の世帯の構成員に関する課税資料、戸籍事項、障害程度等の個人情報を大東市長またはその指定する者が閲覧することに同意いたします。

年 月 日

（あて先）大東市長

住所	
（申請者）氏名	印
住所	<input type="checkbox"/> 上記申請者と同じ
（世帯員）氏名	印
住所	<input type="checkbox"/> 上記申請者と同じ
（世帯員）氏名	印
住所	<input type="checkbox"/> 上記申請者と同じ
（世帯員）氏名	印
住所	<input type="checkbox"/> 上記申請者と同じ
（世帯員）氏名	印

*自署または記名・押印

*世帯員とは、住民票上の世帯ではなく申請者と生計を同じくする者

(裏面)

受 給 者	児	児童名			
		受給者番号	年	月	日生
	童	児童名			
		受給者番号	年	月	日生
	童	児童名			
		受給者番号	年	月	日生
	童	児童名			
		受給者番号	年	月	日生

注 意 事 項

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（または組合員証）に添えてこの証を窓口に提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなるときまたは有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから速やかに市長に返してください。
なお、資格がなくなってからもこの医療証で治療を受けた場合、その医療費（自己負担相当額）は市へ返還していただきますのでご注意ください
- 4 氏名、居住地に変更があったときまたは、加入している医療保険またはその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したりまたは失ったりしたときは、再交付を受けてください。

様式第7号（第14条関係）

資格事項変更・喪失届

年 月 日

（あて先）大東市長

（届出者）住所

氏名

印

対象者との続柄 （ ）

電話番号

次のとおり届け出します。

医療助成の別		受給者番号	
	変 更 後	変 更 前	
フリガナ 受給者氏名			
生年月日	年 月 日		
住 所			
医療保険の 加入状況	(被保険者等氏名)		
	(被保険者等住所)		
	(記号・番号)		
	(被保険者等との続柄)		
	(保険者の名称)		
	(保険種別)		
	(保険者番号)		
	(保険者の所在地)		
	(資格取得日)		
	年 月 日		
届出事由			

様式第1号 (第9条関係)

様式第2号 (第9条、第10条関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第11条、第12条、第13条関係)

様式第5号 (第11条、第12条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第14条関係)